

宇宙開発事業団事件控訴審判決（知財高裁平成 18 年 12 月 26 日）

新日鉄ソリューションズ株式会社 奥村雅史

発表の構成

- I. 事案の概要 ……資料 1（奥村担当）
- II. 当事者・関係者の詳細 ……資料 1（奥村担当）
- III. 争点（地裁・高裁） ……資料 1（奥村担当）
- IV. プログラムごとの整理一覧 ……資料 2（中保担当）
- V. 論点（疑問点） ……資料 3・資料 1（中保・奥村担当）

I. 事案の概要

1. 当事者

原告／控訴人： P1/X

被告／被控訴人： 宇宙開発事業団（独立行政法人宇宙航空研究開発機構）、及び株式会社 CRC ソリューションズ

2. 請求内容（地裁・高裁）

①主位的請求

本件プログラム全てについて原告／控訴人が著作権及び著作者人格権を有することを確認

②予備的請求

本件プログラム 2、3、及び 5 について原告／控訴人が同プログラムを 2 次的著作物とし、原著物の権利を有することを確認

3. 争いの対象となったプログラムについて

本件プログラム 1～6、11～13、15 及び 19（番号 7～10、14、16～18 は欠番）の計 11 プログラム。詳細は以下の通り。

番号	名称	プログラムの内容
1	DYANA	衛星やロケットの燃料タンク内の液体スロッシング ¹ が機体の姿勢や軌道に及ぼす影響を調べるため、スロッシングを球面振り子で表現し、燃焼気体の噴流による減衰を考慮してシミュレーションするプログラム。
2	STAT	回転している衛星やロケット内部の液体移動が回転物体の静的な安定性に及ぼす影響を判別するために、ルミヤンステフ及びマッキンタイヤ ² の計算式に基づいて計算するプログラム。
3	KALAMAN-1 (9次元)	推力飛行中の衛星等の状態量（位置、速度、加速度）を、ドップラーデータ ³ に基づき、カルマンフィルタ ⁴ を用いて推定し、その推定値の誤差分散も求めるプログラム。
4	SPD	AMF ⁵ 中の衛星の運動を解析するプログラム。より具体的には、トムソン ⁶ の論文に示された数式に基づく、AMF 中の衛星の直線運動量（位置）及び角運動量（傾き）に関する計算プログラム。
5	DOPPLER	人工衛星 ETS-II（きく 2 号）、ECS（あやめ）及び ECS-b（あやめ 2 号）等から得られたドップラーデータにより、決定論的手法を用いて、AMF 中の衛星状態量（加速度の変化や姿勢の変化など）を解析するプログラム。

¹スロッシング Sloshing：液体容器の振動により引き起こされる内容液の液面揺動。²ルミヤンステフ及びマッキンタイヤ：研究者名か？判決文には特段説明はない。³ドップラーデータ：電波の送信源（衛星）と地上局の相対運動によって生じるドップラー効果による、受信波数の送信波数からの変異データ（地裁 P3）。ドップラー効果とは、波動の源と観測者が相対的に運動している時、観測者が測定する振動波が波源の振動数と異なる現象（広辞苑）。⁴カルマンフィルタ：1960 年にカルマンによって提案された計算式。ノイズを除去して現時点の最適な推定値を求めるとともに、時系列に変化する情報の履歴から次にとる値を予測するもの（高裁 P31）。地裁 P3 においては、カルマンフィルタは確率論的手法と補足説明されている。昭和 57 年頃は、カルマンフィルタを用いた衛星軌道解析は実用化されておらず、バッチ・イタレーション法が、NASA や本件の事業団において人工衛星の軌道決定のプログラムとして最も広く用いられていたが、かなりの処理時間を要するといった欠点があった。当該欠点を克服するための方法としてカルマンフィルタ（非線形フィルタ）と定係数線形フィルタを用いる方法が考えられていたとされている（高裁 P31）。⁵AMF：アポジモータ燃焼（Apogee Motor Firing）の略。ABM（Apogee Boost Motor）とは、静止衛星に搭載されるエンジン。静止衛星を静止軌道に維持するために使われる。⁶トムソン：研究者名か？判決文には特段説明はない。

6	DYNA - A (ABM 燃焼フェーズの動的解析プログラム)	推力飛行中の衛星やロケットの燃料タンク内の液体スロッシングが機体の姿勢や軌道に及ぼす影響を判別するために、液体スロッシングを球面振り子で表現し、燃焼気体の噴流による減衰を考慮してシミュレーションするプログラム。
11	STAT(オリジナル)	回転している衛星やロケットの内部の液体移動が回転物体の静的(時間とは無関係)な安定性に及ぼす影響を判別するために、ルミヤンステフの計算式に基づいて計算するプログラム。
12	KALAMAN (オリジナル 6 次元)	軌道上の衛星等の状態量(位置、速度)を、確率論的手法であるカルマンフィルタを用いて推定し、その推定値の誤差分散を求めるプログラム。
13	KALMAN(オリジナル 9 次元)	飛行中の衛星等の状態量(位置、速度、加速度)を、ドップラーデータ等の AMF 中の観測データに基づき、カルマンフィルタを用いて推定し、その推定値の誤差分散を求めるプログラム。
15	軌道電波解析プログラム (B010 プログラム)	衛星軌道 6 要素 ⁷ とそれらに対する偏差値を与えて各種外乱を考慮した一般摂動法による軌道要素の値の時系列変動を計算するためのプログラム。実験用静止通信衛星 ECS (あやめ) ミッション解析 ⁸ プログラム群に属す。
19	ドップラー変化による衛星運動解析プログラム (B061 プログラム)	ABM 点火時の異常時解析に供され、ABM 推力方向誤差を考慮し、ABM 推力中の軌道をオイラーの積分計算により、シミュレーションすると共に、指定されたレーダ局でのドップラー周波数を計算するためのプログラム。本件プログラム 15 と同様、試験用静止通信衛星 ECS (あやめ) ミッション解析プログラム群に属す。

4. 判決 (地裁・知財高裁)

ともに請求棄却 (平成 20 年 3 月 25 日最高裁上告不受理→知財高裁判決確定)

II. 当事者・関係者の詳細

1. 被告人/被控訴人宇宙開発事業団 (独立行政法人 宇宙航空研究開発機構) について

- (1) 目的: 「平和の目的に限り、人工衛星及び人口打ち上げ用ロケットの開発、打ち上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行い、宇宙の開発及び利用の促進に寄与すること」
- (2) 事業団の業務概要 (旧事業団法 22 条)
 - ①人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発
 - ②その開発に係る人工衛星等の打ち上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発
 - ③①の開発並びに人工衛星等の打ち上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行うもの
 - ④①乃至③に掲げる業務に付帯する業務
 - ⑤①乃至④に掲げるもののほか、旧事業団法第 1 条の目的を達成するために必要な業務
- (3) 宇宙開発事業団の変遷 (地裁 P32~33、高裁 P19~20)

設立 (昭和 44 年 10 月 1 日) から昭和 59 年

アメリカからの技術導入により、実用衛星 (気象、通信、放送等) の打ち上げが目標。必要な各種の管理ノウハウ (プロジェクト、品質、信頼性) の習得。試験設備等の整備

昭和 47 年頃

ロケットや人工衛星の全体把握とシステム運用・ミッション達成のため各種プログラムの研究・開発がスタート

昭和 52 年

事業団内にソフトウェア委員会が設立。

昭和 56 年頃～

自主技術による自立期に移行 (ロケットや人工衛星開発に着手)

昭和 60 年以降

事業分野に応じた本部制が採用

平成 8 年以降

技術の成熟化、多様化、国際化を目指す展開期

平成 15 年以降

⁷衛星軌道 6 要素: 人工衛星の軌道を表すパラメータを指し、地裁 P28 において、ケプラーの 6 要素と説明されている。Wikipedia によると、ケプラーの法則に基づく衛星軌道要素は、元期 (年と日)、平均運動、離心率、軌道傾斜角、昇交点赤経、近地点離角を指す模様。

⁸ミッション解析: 衛星設計を進める上で、軌道、姿勢等に関連して必要となる一連の解析を総称するものであり衛星開発担当が行う業務 (地裁 P35)。

宇宙科学研究所、航空宇宙技術研究所、宇宙開発事業団の 3 機関が統合。独立行政法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) への事業 (事業団の権利義務を含む。) を承継し現在に至る。

- (4) 事業団の業務運営基準：
内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づく (旧事業団法第 24 条)
- (5) 事業団による計画：
上記基本計画に基づき、開発分野 (ロケット、人工衛星、地上施設設備、打ち上げ管制、追跡管制等) 毎区分してプロジェクトを策定
- (6) 事業団の職制 (地裁 P36、高裁 P22)
- ・主任開発部員⇔副主任開発部員⇔開発部員
 - ・副主任開発部員：主任開発部員を補佐し開発部員を指導する。
 - ・開発部員：上司の命を受けて開発業務を行う。
- (7) 衛星開発業務 (地裁 P34)
- ・各フェーズにより業務は異なる (予備設計、基本設計、詳細設計、維持設計、打ち上げ・運用)
 - ・基本設計、詳細設計以降、プログラムを作成し解析等のためのシミュレーションを行う。
 - ・各フェーズにおいて衛星固有のプログラムを作成することは少なく、NASA が開発した NASTRAN⁹ のような世界に流通している基本ソフトウェア、以前に衛星開発で開発したソフトウェアの順に活用を検討し、それらで間に合わない場合に新たな開発を行うとしている。
- (8) ロケット開発業務 (地裁 P35)
- ・各フェーズにより業務は異なる (概念設計、基本設計、詳細設計、維持設計、打ち上げ)
 - ・各設計フェーズで、解析業務 (飛行性能、空力、制御系、構造、運動、推進系性能、飛行経路、誤差、及び飛行安全解析等) がなされ、打ち上げ後には、問題がなかったことの確認及び次号機に向けて解析制度向上が図られる。
 - ・概念設計から詳細設計までは、既開発実績のあるソフトウェアを用いたり、過去のデータを参考にしたりして解析結果を評価することが多いとしている。

2. 被告人/被控訴人 CRC ソリューションズ株式会社について

- ・昭和 33 年 (1958 年) 11 月東京電子計算サービス株式会社として創立
- ・平成 17 年 (2005 年) 伊藤忠テクノサイエンス株式会社と経営統合 (現 CTC に)

3. 原告/控訴人の経歴について (地裁 P2)

時期	所属部署等	備考
昭和 49 年 3 月	名古屋大学大学院研究科修士課程卒業 (航空学専攻)	
昭和 49 年 4 月	事業団に任用 システム計画部システム課開発部	
昭和 49 年 6 月	安全管理室開発部員	
昭和 50 年 5 月	安全管理部飛行安全室開発部員	
昭和 51 年 6 月	飛行安全管理室開発部員	
昭和 52 年 1 月	試験衛星設計グループ開発部員	同グループの業務：人工衛星の設計及びその運用計画の作成等
昭和 53 年 6 月	衛星設計第 1 グループ開発部員	試験衛星設計グループが衛星設計第 1 グループに名称変更
昭和 55 年 8 月	フランス国立宇宙研究センター ¹⁰ に留学	・昭和 54 年 10 月事業団内の海外研修生選考試験に合格。 ・フランス留学 (昭和 55 年 8 月～昭和 57 年 2 月、1 年 6 か月間)
昭和 56 年 4 月	留学中、衛星設計第 1 グループ副主任開発部員に 1 日付で昇格	
昭和 56 年 8 月	宇宙開発事業団就業規則 38 条 1 項 4 号の規定により休職	
昭和 57 年 2 月	宇宙開発事業団就業規則 40 条の規定により復職 衛星設計第 1 グループ副主任開発部員	
昭和 59 年 9 月	人工衛星開発本部技術試験衛星グループ副主任開発部員	衛星設計第 1 グループが技術試験衛星グループに改組 (人工衛星の開発業務)
昭和 61 年 4 月	人工衛星開発本部副主任開発部員	昭和 60 年著作権法改正。プログラムの著作物の保護明確化。第 15 条第 2 項が新設。

⁹NASTRAN：構造解析プログラム (CAE Computer Aided Engineering) の一種

¹⁰フランス国立宇宙研究センター CNES (Centre National d'Etudes Spatiales)

【補足 1】：判決文に示される原告／控訴人の経歴や関与したプログラムから判断すると、事業団における職務に関しては主に人工衛星の開発関連業務に従事していた模様。争いの対象となった本件各プログラムが作成されたのは、昭和 53 年から昭和 61 年の間。

【補足 2】：原告は任用されてから一貫して事業団における技術力確保のための、専門知識・経験を要する技術職に支給される「開発手当」の支給を受けていた（資格給ではなく職務給とされており、管理系職員には支給されないとしている）。（地裁 P36）

4. その他の関係者（高裁判決文より）

- a：本件プログラム 15 開発当時の試験衛星設計グループの副主任開発部員、後に CNES に留学。原告の上司であった人物と考えられる。（高裁 P23）
- b：事業団の総務部長（高裁 P17）
- c：事業団におけるロケット開発担当部門の担当者（高裁 P25）
- d～m：CRC の担当者

Ⅲ. 争点（地裁・高裁）

1. 本件の争点

- (1) 原告／控訴人は、本件各プログラムを作成（創作）したか？
- (2) 本件各プログラムについて、職務著作として被告／被控訴人（事業団）が著作者となるか？
 - ①法人等の業務に従事する者が作成したものであるか否か？
 - ②職務上の作成に該当するか否か？
 - ③事業団の発意の有無
 - ④法人等が自己の著作の名義の下に公表するものか否か（公表名要件¹¹）
- (3) 本件プログラム 5、11～13 及び 15 は著作物といえるか
- (4) 本件プログラム 2 は本件プログラム 11 を、本件プログラム 3 は本件プログラム 13 を、本件プログラム 5 は本件プログラム 19 を、それぞれ翻案したもののか。（二次的著作物性）

2. 争点をめぐる地裁及び知財高裁判決の概要

【争点 1】 原告／控訴人は、本件各プログラムを作成（創作）したか。

プログラム	①地裁	②高裁
15、19	単独又は CRC の技術者等と共同で創作したものと認定（P40）	創作者であると認定。CRC の技術者等と共同作業については言及せず（P50）
4、5	創作者ではないと認定（P44）	CRC の技術者等と共同で創作したものと認定（P50～P52）
12	創作者であると認定（P47）	創作者であると認定（P53）
13	創作者であると認定（P51）	創作者であると認定（P53）
11	創作者であると認定（P54）	著作物性が否定されたため判断されず
1、2、6、3	創作者ではないと認定（P54～55）	創作者であると認定（P53～58）

【争点 2】 本件各プログラムについて、職務著作として被告（事業団）が著作者となるか。

- ①地裁：全て職務著作と認定。
- ②高裁：地裁と同じ判断。

【争点 3】 本件プログラム 5、11～13 及び 15 は著作物といえるか。

- ①地裁：事業団の職務著作が認められたため、判断されず。
- ②高裁：本件プログラム 11 のみの著作物性を否定。他は著作物性を認定。

【争点 4】 本件プログラム 2 は本件プログラム 11 を、本件プログラム 3 は本件プログラム 13 を、本件プログラム 5 は本件プログラム 19 を、それぞれ翻案したもののか。（二次的著作物性）

- ①地裁：全て職務著作として事業団が著作者となるので請求の理由を欠くとされた。
- ②高裁：地裁と同じ判断。

Ⅳ. プログラムごとの整理一覧

・・・資料 2 参照

¹¹公表名要件：本件プログラム 3 を除き、本件各プログラムは旧著作権法（昭和 60 年改正前の内容）の適用を受けるため。

V. 論点(疑問点)

1. 職務著作について

・・・資料3参照

2. 本件各プログラムの作成者について

(1) 論点:

ソフトウェアの開発業務において、いかなる業務を行った者がプログラムの創作者なのか?

(2) 裁判所が示した基準(地裁 P40。高裁では言及されず。)

- ・ある表現物を創作したというためには、当該表現物の形成に当たって、自己の思想又は感情を創作的に表現したと評価される程度の活動を行ったことが必要。
- ・当該表現物の形成に当たって、必要な資料の収集・整理をしたり、助言・助力をしたり、一応完成された表現物について、加除・訂正をしたりすることによって、何らかの関与を行ったと認められる場合であっても、その者の思想又は感情を創作的に表現したと評価される程度の活動を行っていない者は、創作した者ということができない。
- ・著作権法は、プログラムの具体的表現を保護するものであって、その機能やアイデアを保護するものではないし、また、プログラムにおける「アルゴリズム」¹²は、著作権法 10 条 3 項 3 号の「解法」に当たり、プログラムの著作権の対象として保護されない。
- ・プログラムを創作した者であるかどうかを判断するに当たっては、プログラムの具体的記述に関して自己の思想又は感情を創作的に表現した者であるかどうかという観点から検討する必要あり。

(3) 検討

- ・本件各プログラムの作成の経緯を確認する限り、地裁と高裁とで判断が異なる本件プログラム 4、5、1、2、6 及び 3 について上記の基準のあてはめがなされていない。プログラムの開発においていかなる業務を実施した場合、当該プログラムの作成者が事業団又は控訴人(いわゆる、プログラム開発の発注者側)となるのかにつき検討が十分ではないものと思われる。
- ・例えば、高裁 P25～P26 にある通り、高裁の本件プログラム 4 の作成について。コーディング自体は CRC が行っており、控訴人は論文の提示、検証作業、及びソフトウェアの改修等を実施したに留まっているが、高裁では控訴人と CRC が共同で当該プログラムを作成したとしている。
- ・一方で、地裁において、例えば本件プログラム 4 の作成については以下のように判断している。
「原告は、本件プログラム 4 の形成に当たって、アルゴリズムの作成及び衛星データや ABM 質量特性データなどの入力条件作成等を行うとともに、被告 CRC の技術者らとともに、デバッグ及び改修の作業等を行ったものであると認められるが、プログラムの具体的記述に原告の思想又は感情が創作的に表現されたと認めるに足る証拠はなく、これらの諸活動をもって、原告の思想又は感情を創作的に表現すると評価される行為ということとはできないから、原告が本件プログラム 4 を創作した者ということとはできない。」(地裁 P44)
- ・本件における原告/控訴人の業務は所謂アイデアの提示に留まるではないか? 本件各プログラムの作成者はコーディングを実施した CRC となるのでは? 程度の差こそあれ、本件プログラム 5、1、2、6、及び 3 についても同様の疑問が残る(地裁の判断の方が妥当では?)。

(4) 発表当日の議論

- ・バグの修正やプログラムの検証については関与の様態によっては創作的な表現に寄与していないのでは? 本件においては、詳細に原告/控訴人がどれくらい創作性に寄与したか説明や検討がなく、実際のところは良く分からない。
- ・バグの修正についても著作権法の保護の対象とされる創作性が認められるものと考えられるが、それを客観的に証明するのは難しいと思われる。
- ・本件については、バグの修正だけではなく、原告/控訴人の関与を全体的に捉えて CRC との共同で創作した、又は原告/控訴人単独の創作であったと判定したのではないか?
- ・CRC と事業団との契約の内容の検討が必要だったのではないか?

¹²アルゴリズム: 問題を解決する定型的な手法・技法。コンピュータ等で、演算手続きを指示する規則。算法。(広辞苑)

3. 本件プログラム 5、11～12 及び 15 の著作物性について

(1) 論点

プログラムの著作物性が認められるのは、どの程度作成者の個性が表現されていれば保護の対象になるのか？

(2) 裁判所が示した判断基準（高裁 P42～44）

- ・法によって保護されるのは、直接には「表現したもの」自体であり、思想、感情又はアイデア（着想）自体に保護が及ぶことがあり得ない。
- ・ある表現物を創作したというためには、対象となる表現物の形成に当たって、自己の思想又は感情を創作的に表現したと評価される程度の活動を行ったことが必要で、創作的に表現したと評価される程度に至っていない場合には、著作権法上の創作には当たらない（著作物性を有しない）。
- ・プログラムの場合は、著作権法第2条1項10の2の定義に基づき、その性質上正確かつ論理的なものでなければならないとともに、所定のプログラム言語、規約及び解法に制約されつつ、コンピュータに対する指令をどのように表現するか、その指令の表現をどのように組み合わせ、どのような表現順序とするかなどといったところに、著作権法によって保護されるべき作成者の個性が表れることとなる。
- ・プログラムに著作物性があるといえるためには、指令の表現自体、その指令の表現の組合せ、その表現順序からなるプログラムの全体に選択の幅が十分にあり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性が表れているものであることを要するものであって、プログラムの表現に選択の余地がないか、あるいは、選択の幅が著しく狭い場合には、作成者の個性の表れる余地もなくなり、著作物性を有しないことになる。そして、プログラムの指令の手順自体は、アイデアにすぎないし、プログラムにおけるアルゴリズムは、「解法」に当たり、いずれもプログラムの著作権の対象として保護されるものではない。

(3) 検討

- ・高裁が示した判断基準は、従来判例の立場であると思われる。電車線設計用プログラム事件（東京地裁平成15年1月31日判決、事件番号：平成13年（ワ）第17306号）においては、プログラムの具体的記述が極ありふれたものである場合は、作成者の個性が発揮されておらず創作性がないとした。
- ・本件では、作成者の個性が発揮しているか否かに関し、プログラムの記述における「多様な記載が可能」であること、「選択の幅」等（「その指令の表現をどのように組合せ、どのような表現順序とするか」）に作成者の個性が表れるとする判断基準を示している。
- ・本件プログラム12及び13に関し原告が主張するように（地裁 P24）、発表者としては、プログラムの規模が大きいにもかかわらず、著作物性が否定されるようなものがあるとすれば著作権法により保護されず不合理ではないかと当初思われたものの、プログラムの規模が大きいということはそれだけ作者の個性を発揮できる余地が存在するということなので、上記（発表者の）懸念は現実的ではないことが分かった。

(4) 発表当日の議論

- ・昭和60年の著作権法の改正によりプログラムの著作物の保護が明確化されたが、これはプログラムが著作物として保護されなかったことを意味する訳ではない（昭和50年代においても保護の対象としている裁判例は存在する。）。著作権法で明示されている著作物は、あくまで例示であり（著作権法第10条）、保護の対象がそれらに限定されているという趣旨ではない。従来からプログラムは言語著作物として捉えられていた。著作物か否かの判断は、あくまで当該著作物が創作的表現か否かという点に着目すべきである。
- ・「選択の幅」について
プログラムの著作物をめぐる裁判例のうち、「選択の幅」について言及しているものは必ずしも一般的とはいえない。上記（3）検討にて触れられた電車線設計用プログラム事件（東京地裁平成15年1月31日判決、事件番号：平成13年（ワ）第17306号）においても、「選択の幅」とまでは言及しておらず、どちらかというより抽象的な「個性の発揮」という表現に留まっている。
- ・プログラムの創作性について
プログラムの規模が大きければ「個性に発揮」や「選択の幅」の余地があるのではないかと

いう言及については、プログラムを、頭をつかって実際に作成（表現）したか否かがポイントではないか？

ステップ数が多ければ工夫の余地があるのも事実だが、一方で、ステップ数が多くても、決まりきった計算式がひたすら続くようなプログラムもあり得る。その場合は、何も考えず計算式をそのままプログラム化するような作業となるわけなので、ステップ数が多くても「個性の発揮」や「選択の幅」の余地はない（頭を使わない。）。また、著作権法は実際に表現されたものしか保護の対象にしない。そのため、創作性の発揮という意味において頭を使うような作成（表現）を実際に行ったか否かが重要なのではないか？

- 被告／被控訴人がプログラムの著作物性を争った点について異例なことであると思われる。つまり、被告／被控訴人が自己の権利（資産）を否定することになるので、通常このような主張はされない。また、著作物性の判断は一般的に非常に難しいので、裁判官にとってもハードルが高い案件となる（訴訟代理人の弁護士に対して、本当に争いの対象とするのかという確認がなされることもある模様。）。職務著作の争点で勝つ見込みが高ければ、あえて自らが権利を主張するプログラムの著作物性を争わなくてもよかったのではないか？著作物性が否定されれば、著作権法の保護が受けられず、複製も翻案も自由にできることになってしまう。

以上

【参考】著作権法関連条文**■第2条第1項**

「一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」

■第15条

「法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」

■第10条

「この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
 - 二 音楽の著作物
 - 三 舞踊又は無言劇の著作物
 - 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
 - 五 建築の著作物
 - 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
 - 七 映画の著作物
 - 八 写真の著作物
 - 九 プログラムの著作物
- 2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。
- 3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
- 一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
 - 二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
 - 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。」